

No.	改定箇所	改定前 平成30年3月17日改定細則	改定後 令和4年7月1日改定細則
1	第四条 役員、代議員、 学術大会長の任務	第四条 役員、代議員、学術大会長の任務 1. 理事長:当法人を代表し、会務を総括する。 2. 副理事長:理事長を補佐し、理事長に事故がある時または欠けた時にその職務を代行する。 3. 理事:財務、総務、広報、編集、研修、フォーラム、研究企画、OTC情報、教育検討、医薬品情報専門薬剤師認定制度の各会務を掌理し、当該分掌に関する委員会を組織する。 4. 委員長:委員会を組織する理事を委員長としその任期は理事の任期に準じる。また委員長は委員を選任し理事会で承認する。委員の任期は理事会承認日より委員長の任期終了日までとする。 5. 代議員:代議員総会を組織し、理事長を助けて当法人の事業計画、予算計画を立案し、運営する。また、講演会、フォーラム等集会の地域開催や、当法人学術誌への地域ニュースの提供を行う。 6. 学術大会長:毎年1回開催する学術大会を運営する。 7. 監事:業務ならびに会計について監査する。	第四条 役員、代議員、学術大会長の任務 1. 理事長:当法人を代表し、会務を総括する。 2. 副理事長:理事長を補佐し、理事長に事故がある時または欠けた時にその職務を代行する。 3. 理事:財務、総務、広報、編集、研修、フォーラム、研究企画、OTC情報、教育検討、医薬品情報専門薬剤師認定制度、 医薬品情報専門薬剤師試験、学術 の各会務を掌理し、当該分掌に関する委員会を組織する。 4. 委員長:委員会を組織する理事を委員長としその任期は理事の任期に準じる。また委員長は委員を選任し理事会で承認する。委員の任期は理事会承認日より委員長の任期終了日までとする。 委員長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 5. 代議員:代議員総会を組織し、理事長を助けて当法人の事業計画、予算計画を立案し、運営する。また、講演会、フォーラム等集会の地域開催や、当法人学術誌への地域ニュースの提供を行う。 6. 学術大会長:毎年1回開催する学術大会を運営する。 7. 監事:業務ならびに会計について監査する。